

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20210312	勢の國交通株式会社 (法人番号 1190001016414) 代表 者小川啓	三重県四日市市浜田町1 番4号	本社営業所	三重県四日市市浜田町10 番	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第1項 及び第2項	令和2年11月5日、監査方針に基づき、監査を 実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実 施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24 条第1項及び第2項)、(2)運転者に対する指導 監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記 録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 38条第1項)、(4)運行管理者に対する指導監督 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48 条の3)	1	1
2	20210324	ケイカン交通株式会社 (法人番号 1210001007220) 代表 者矢崎孝明	福井県あわら市二面34-4- 8	丸岡営業所	福井県坂井市丸岡町西里 丸岡第12号9番地3	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第30条第1 項	令和2年11月19日、監査方針に基づき、監査を 実施。1件の違反が認められた。(1)不当な運 送条件の要求等公衆の利便の阻害(道路運送 法第30条第1項)	1	1
3	20210324	新栄自動車株式会社 (法人番号 4180001010308) 代表 者山口貴史	愛知県名古屋瑞穂区弥 富通2丁目8番地	本社営業所	愛知県名古屋瑞穂区弥 富通2丁目8番地	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項	令和2年11月11日、重傷事故を引き起こしたこ とを端緒として、監査を実施。2件の違反が認 められた。(1)運転者に対する指導監督義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1 項)、(2)特定の運転者に対する運転適性診断 未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。